

大分県報

平成二十八年
号外（四八）
三月三十一日

（木曜日）

目次

人事委員会告示

職員に関する規則施行細則の一部改正……………

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

目次中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二条第一項中「第十四条の二」を「第十五条」に改め、同条第二項中「以下「特例法という。」を削る。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条中「任用しよう」を「採用しよう」に、「職員採用選考要求書」に改め、同条各号を次のように改める。

一 履歴書

二 写真

三 面接意見書（第四号様式）

四 最終学校の卒業及び成績証明書

五 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し

六 規則第十四条第七号に該当する職については、これを証する書類

平成二十八年三月三十一日

七 その他人事委員会が必要と認めるもの

第十一条第一項中「職員採用選考結果通知書」を「職員採用選考結果通知書」に改める。

第十二条中「第二十条」を「第二十条第三項」に、「職員の臨時的任用を行なったときは規則第二十一条の規定により臨時的任用期間の更新を行なったときは、四半期ごとにとりまとめ、それぞれ四半期の終了する月の翌月十日までに」を「人事委員会から要求があつたときは、速やかに」に改め、「人事委員会に」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条第一項中「能力」の下に「及び適性」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第四十二条第一項第二号」を「第四十二条第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条第一項中「又は在級年数」を削る。

第十四節 任用候補者」を「第四節 採用候補者」に改める。

第十六条中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、「及び昇任候補者名簿（第十七号様式）」を削る。

第十七条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「任用候補者」を

「採用候補者」に、「昇任 候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に改める。

第十八条中「から第三十七条まで」を削り、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、

「又は通知」を削り、「採用の場合は採用候補者提示書（第十九号様式）、昇任の場合は昇任候補者提示書（第二十号様式）」を「採用候補者提示書（第十九号様式）」に改める。

第十九条第一項中「任用」を「採用」に改め、同条第二項中「任用」を「採用」に、「採用 候補者選択結果通知書」を「採用候補者選択結果通知書（第二十二号様式）」に改める。

第二十条中「昇任 候補者選択結果通知書」を「採用候補者選択結果通知書」に改める。

第二十一条第一号を削り、同条第二号中「第四十二条第一項第二号」を「第四十二条第一項第一号」に改め、同条中同号を第一号とし、第三号を削り、同条に次の一号を加える。

大分県報号外（人事委告示）

